

公益財団法人京都大学 iPS 細胞研究財団外部機関からの職員等の受入れに関する規程

第1条 この規程は、公益財団法人京都大学 iPS 細胞研究財団（以下「財団」という。）における事業の一層の進展に資するために、外部機関に所属する職員等の受入れに関し必要な事項を定めるものとする。

第2条 財団に雇用され所属する職員（出向者及び派遣職員を含む。）のほか、財団において受入れることの出来る者は次の各号に該当する者とする。

- （1）共同推進員 財団が国立大学法人京都大学との間で締結した「iPS 細胞研究の共同推進に関する協定書」第3条に規定する共同推進を実施する同学・iPS 細胞研究所（CiRA）に所属する職員等
- （2）共同研究員 財団と共同研究契約を締結の上、財団にて当該契約に定める業務に従事する共同研究先所属の従業員等
- （3）アドバイザー 財団が定める称号を付与した者
- （4）受入作業員 財団と委託契約締結の上、財団にて当該契約に定める業務に従事する委託元所属の従業員等
- （5）招へい研究員 財団が招へいし、財団が所有する又は貸借している場所、機器等を使用することを招へい先が認めた招へい先所属の職員等
- （6）その他理事長が適当と認めた者

第3条 前条に該当する者を財団に受入れようとする場合は、受入れる期間を定めたうえで、その者の受入れを希望する部又は室の責任者より職員等の受入れ担当部署に申し出なければならない。

第4条 受入れは、理事長が許可する。

- 2 第2条第5号又は第6号に該当する者の受入れを許可する場合は、所属機関又は当該受入れ者との覚書の締結を要するものとする。ただし、第2条第5号に該当する者が学生である場合は、当該学生が所属する研究室の代表者と覚書の締結を要するものとする。

第5条 受入れを許可する期間は、第3条で申し出た期間とする。

第6条 第4条第1項により受入を許可された者（第2条第2号、第4号及び第5号の者に限る。）は、受入にあたり、誓約書を提出しなければならない。

- 2 第4条第1項により受入を許可された者のうち、CiRAに入館する必要がある者は、CiRA 研究棟利用説明会を受講するとともに、前項の誓約書を提出することで、CiRA 入館証の交付を受けることができるものとする。

3 前項により CiRA 入館証の交付を受けた者は、CiRA における入館証の利用及び取扱に関する要領に従って CiRA 入館証を利用するものとする。

第7条 第4条第1項により受入を許可された者（第2条第2号、第4号及び第5号の者に限る。）は、その受入期間が終了する場合に離籍時誓約書を提出しなければならない。

第8条 この規程に定めるもののほか、外部機関からの職員等の受入れに関し必要な事項は、理事長が定める。

附 則

この規程は、令和2年4月1日より施行する。

附 則

この規程は、令和3年10月28日より施行する。

附 則

この規程は、令和5年1月12日より施行する。

附 則

この規程は、令和7年10月23日から施行する。